

令和6年度上期デジタル庁調達改善計画の自己評価（概要）

1. 重点的な取組

【情報システム調達の改善】

・ 特定の事業者の優位性排除

令和6年度上期に契約した情報システムに係る調達のうち、請負者が新たにシステムの設計、開発や構築を行った全29件について、汎用的な製品等の調達を引き続き実施した。

※前年度上期：全9件

・ 新規参入事業者への配慮

新規参入が難しい情報システムの保守・運用の全17件において、新規の事業者が調達内容等を把握するために必要な公告期間の確保に引き続き努めた。また、スムーズな業務移行が可能となるように設けた調達仕様書の引継ぎに関する項目の実施についても一層の定着化に努めた。

※前年度上期：全17件

・ 競争参加者確保に向けた取組

令和6年度上期に契約した情報システムに係る調達のうち、公募で10件契約した。なお、技術的対話での契約については実施がなかった。

※前年度上期：公募 全8件、技術的対話 全1件

・ 一者応札の回避方策の検討

引き続き、調達相談窓口の設置やベンダーロックイン防止チェックリストを活用した事前審査を行うとともに、高い技術力、企画力をより重視したプロポーザル型企画競争を積極的に取り組んだ結果、競争性のある契約に占める一者応札の割合が81件/210件（38.6%）となった。

※前年度上期：一者応札 71件/170件（41.8%）

2. 共通的な取組

（1）調達改善に向けた審査・管理の充実

随意契約での調達を行う際は、調達手法や法的根拠等に関して事前に随

意契約審査委員会で審査を実施したほか、プロジェクト監理による調達内容の事前審査や契約変更の必要性等について審査を行った。

(2) 調達事務のデジタル化の推進

令和6年度上期に契約した入札案件全96件のうち、電子入札は93件(96.9%)、電子契約は62件(64.6%)となっている。

※前年度上期：全入札120件のうち電子入札113件(94%)、電子契約80件(67%)

重点的な取組、共通的な取組

令和6年度の調達改善計画										令和6年度上半期自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和6年9月30日)							
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標		難易度※1	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的			
○		情報システム調達の改善	【特定の事業者の優位性排除】 仕様内容・要件等に関して、複数の事業者から意見を聴取するなど特定の事業者が有利に働く状況を可能な限り排除するとともに、特定の事業者しか供給できない製品ではなく、汎用的な製品やオープンソースソフトウェアの調達を行う。	情報システム調達におけるベンダーロックイン等の課題を解消し、公平、公正な調達環境を整える必要があるため。	A+	R4	情報システム調達の競争性確保の向上と一者応札が継続している調達案件の改善については、令和5年度の取組を検証した上で、更なる改善に向けて取り組む。	R7年3月まで	A+	R4	検討している情報システムの仕様内容や要件等に関して、特定の事業者が有利に働く状況を可能な限り排除した。また、情報システムの設計・開発や構築、既存システムの改修等について、汎用的な製品やオープンソースソフトウェアを調達を行った。	A	令和6年度上期に契約した情報システムに係る調達のうち、請負者が新たにシステムの設計、開発や構築を行った全29件について、汎用的な製品等の調達を引き続き実施した。 【前年度上期:全9件実施】		4月～9月	現在、試行的に運用しているプロポーザル型企画競争について、調達内容に応じた調達手法を示すなど、適正かつ効果的な活用が図れるようマニュアルを整備した上で本格実施に向けた検討を行う。	引き続き実施
			【新規参入事業者への配慮】 ・新規参入事業者の参加を阻害しないよう、公告期間、既存事業者との引き継ぎ、ノウハウ蓄積のための十分な期間の確保を行う。 ・新規参入事業者が業務内容や業務量を十分理解し、適切な入札価格を算出出来るようにするため、仕様書等の記載内容は、具体的かつ分かりやすく記載するものとし、関連する資料についても閲覧資料として引き続き準備する。								情報システムの保守・運用契約の調達案件において、新規参入事業者の参加を阻害しないよう、公告期間、既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウ蓄積のための十分な期間の確保を行った。なお、スムーズな業務移行を行うため、仕様書において引継ぎに関する項目を設ける等の工夫を行った。		新規参入が難しい情報システムの保守・運用の全17件において、新規の事業者が調達内容を把握するために必要な公告期間の確保に引き続き努めた。また、スムーズな業務移行が可能となるように設けた調達仕様書の引継ぎに関する項目の実施についても一層の定着化に努めた。 【前年度上期:全17件実施】	引継ぎが必要な業務については、仕様書に引継ぎに関する項目を設け、業務が滞ることないよう対応した。			
			【競争参加者確保に向けた取組】 ・新規性、創造性を重視し、より高い技術力、先端技術を求める調達するシステムにおいては、プロポーザル型企画競争の活用を推進するとともに、複数事業者と対話を通じて調達仕様書を見直す技術的対話による調達方法の利用環境を改善・推進する。 ・デジタル庁における過去の契約事業者(再委託事業者を含む)をデジタル庁のウェブサイト公開し、再委託事業者に多い中小企業、設立後間もない企業においても契約締結に向けた検討に資する取り組みを行う。								令和6年4月に「デジタル庁情報システム調達改革検討会」のフォローアップでの改善方向を踏まえて、一者応札の割合が1者応札の割合が81件/210件(38.6%)となった。 【前年度上期:71件/170件(41.8%)】		引き続き、調達相談窓口の設置やベンダーロックイン防止チェックリストを活用した事前審査を行うとともに、高い技術力、企画力をより重視したプロポーザル型企画競争を積極的に取り組んだ結果、競争性のある契約に占める1者応札の割合が1者応札の割合が81件/210件(38.6%)となった。 【前年度上期:71件/170件(41.8%)】	引き続き、調達相談窓口の設置やベンダーロックイン防止チェックリストを活用した事前審査を行うとともに、高い技術力、企画力をより重視したプロポーザル型企画競争を積極的に取り組んだ結果、競争性のある契約に占める1者応札の割合が1者応札の割合が81件/210件(38.6%)となった。 【前年度上期:71件/170件(41.8%)】			
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	随意契約を行おうとする場合は、「随意契約審査委員会」において、真に随意契約であるべき法的根拠も含めた事前審査を行うとともに、競争性のある調達方式に移行できないかの検討を行う。	A	R4	年度「随意契約審査委員会」を開催し、競争性のある調達への移行など適切な調達方法を検討する。	R7年3月まで	A	R4	随意契約を行おうとする場合は、「随意契約審査委員会」において、真に随意契約であるべき法的根拠も含めた事前審査を行うとともに、競争性のある調達方式に移行できないかの検討を行った。	A	調達随意契約での調達を行う際は、調達手法や法的根拠等に関して事前に随意契約審査委員会にて審査を実施しているほか、プロジェクト監理による調達内容の事前審査や契約変更の必要性等について審査を行った。		4月～9月		引き続き実施	
			入札等監視委員会で調達に関する改善案を提案された場合、同委員会において講じた措置を報告する。							令和6年9月に入札等監視委員会を実施し、一者応札や変更契約を行った案件等について、審議を行った。		入札等監視委員会で審議された議事概要について、デジタル庁HPに掲載した。	入札等監視委員会では出された改善に向けた意見等については、今後の調達に反映していく。				
○		調達事務のデジタル化の推進	電子調達システム(GEPS)による入札・契約手続の更なる利用促進を図るため、原則電子入札によることを入札公告に記載するとともに、電子契約に対応できない事業者に対しては、対応できない理由を可能な限り聴取するなど積極的に推進する。	A	R4	政府目標を上回っている状況にあるものの、調達事務の簡素化、効率化の観点から更なる利用拡大を図る。	R7年3月まで	A	R4	入札説明書等により、原則、電子調達システムによる入札を行うことを明記するとともに、落札者に対しては、電子契約の利用を積極的に働きかけた。	A	令和6年度上期に契約した入札案件全96件のうち、電子入札は93件(96.9%)、電子契約は62件(64.6%)となっている。 【前年度上期全入札120件のうち】 電子入札:113件(94.2%) 電子契約:80件(66.7%)		4月～9月	電子契約は浸透してきつつあるものの、社内規定等により実施できない事業者が一定程度存在している。	引き続き実施	

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。
電子入札率=電子応札案件数÷電子入札案件数

電子入札率=電子応札案件数÷入札案件数(紙と電子の混合も含む)
電子応札率=電子応札案件数÷入札案件数のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数
電子契約率=電子契約案件数÷(電子応札案件数+電子入札による電子契約案件数)
電子契約率=電子契約案件数÷(電子応札案件数+電子入札による電子契約案件数)
電子契約率=電子契約案件数÷(電子応札案件数+電子入札による電子契約案件数)
電子入札による電子契約案件数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度

A+:効果的な取組
A:発展的な取組
B:標準的な取組

※2 進捗度

A:(定量的な目標)目標進捗率90%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組
B:(定量的な目標)目標進捗率50%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
C:(定量的な目標)目標進捗率50%未満
(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

調達改善計画		令和6年度上半期自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和6年9月30日)	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
・契約情報の管理業務を、現状の Excel 表からシステム管理へと切り替え、当該事務の簡素化・効率化を行う。	新規		・契約、支払情報をシステム管理を行ったことで、簡易に進捗状況を把握できたほか、集計作業に活用しており業務の効率化につながった。
・会計事務にかかる手引き書等の整備、共有を図り、職員等の資質向上を図り、業務の効率化を行う。	継続		・「調達事務手続きマニュアル」を使用し、職員向けの勉強会を開催し、デジタル庁における調達事務の共有を図った。また、契約事業者等が効率的に事務を行えるよう、同マニュアルをデジタル庁のHPに公表した。
・クレジットカードで海外出張経費の精算、高速料金の支払に引き続き活用する。	継続		・ETCカードでの高速料金の支払いや海外出張の支払いに際して、クレジットカードを活用し、事務の効率を行った。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
 (対象期間:令和6年4月1日～令和6年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【持永 勇一 公認会計士】 意見聴取日【令和6年10月24日】

	意見等	意見等への対応
情報システムの課題解決に向けた取組状況について	特定事業者の優位性排除のために、汎用的な製品等の調達を継続して実施している他、一者応札の回避方策としては、調達相談窓口やベンダーロックイン防止チェックリストによる事前審査を実施し、また、プロポーザル型企画競争の積極的な活用を行うなど、これまでの調達改善に有効と認められるノウハウを改善活動に継続的に活かしていると考ええる。 共通的な取り組みとして、随意契約に関しては、随意契約審査委員会及びプロジェクト監理による適切な審査により第三者的な観点からの合理性が担保されている。 また、調達事務のデジタル化については、電子入札はすでに非常に高いレベルで定着しており、電子契約についても取り組みの実施により、今後さらに割合が高まると期待する。	今後も積極的に調達改善の取組を実施し、更なる調達環境の改善を図っていききたい。

外部有識者の氏名・役職【川澤 良子 Social Policy Lab 株式会社 代表取締役】 意見聴取日【令和6年10月24日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
情報システムの課題解決に向けた取組状況について	・競争性の確保に向けた、調達相談窓口の設置等は重要な取組であり、今後の改善に向けた検討を引き続き行うことが必要である。他の取組についても定着が見られ評価できるが、定着した後の継続的な見直しが重要であり、引き続き現状の課題の整理と改善方策の検討が必要である。	今後も積極的に調達改善の取組を実施していくとともに、適正に現状把握を行った上で、課題解決に向けた見直し等を実施したい。

外部有識者の氏名・役職【金子 良太 早稲田大学大学院会計研究科 教授】 意見聴取日【令和6年10月21日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
情報システムの課題解決に向けた取組状況について	ご時世柄やむを得ない点もあるが、不落・不調による随意契約が全契約金額に占める割合が昨年度特に増加しており、1件当たりの平均契約金額も他の契約方式よりも大きいことについての原因分析や改善方策を期待いたします。	不落・不調の原因等を分析・検証するとともに、引き続き、公正・公平な調達環境の確立を目指して各種取組を実行していきたい。